

業務仕様書

1 委託業務名 令和8年度 第五次佐久市男女共同参画プラン策定委託業務

2 委託業務期間 契約締結日 から 令和9年3月5日 まで

3 本業務の目的

令和3年度に策定した「第四次佐久市男女共同参画プラン」の計画期間が終了することから、新たに佐久市の男女共同参画についての現状や動向把握、今後における見通しについて専門的な知見をもって計画し、本市の新たな男女共同参画推進のための指針となる「第五次佐久市男女共同参画プラン」を策定する。なお、同プランは令和9年度から令和13年度までの5年間を計画期間とする。

4 業務方針

策定に当たっては、単に現プランを踏襲するのではなく、社会情勢等の変化を勘案しジェンダー平等の実現及び多様な性のあり方を認める視点に重点を置き、持続可能な開発目標（SDGs）の基本目標5「ジェンダー平等を実現しよう」の達成を目指し、活力ある社会を次世代に引き継げるように努める。

また、市民が理解しやすく平易な構成、表現に心がけ、分かりやすいものとなるよう配慮する。

なお、現プランでの目標到達状況を勘案の上、特に施策と事業の関係性を再考し、真に必要な内容を集約する。関係各課等にて簡潔明瞭な進捗管理の実施を可能とすること、また、各課の事業への取り組みやすさの向上及び負担軽減を考慮し、事務改善を図ることを念頭に策定する。

5 関連法令等の順守等

本業務の実施に当たり、本仕様書のほか、関連する法令、規則、細則等を遵守するとともに、関連する上位計画との調整に努めなければならない。なお、本プランは次の計画として位置づける。

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- (2) 佐久市男女共同参画推進条例第11条第1項に基づく「基本計画」
- (3) 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
- (5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく「市町村基本計画」
- (6) 国の「第6次男女共同参画基本計画（令和7年度策定）」や、県の「第6次長野県男女共同参画計画（令和7年度策定）」の趣旨を踏まえて策定する「計画」
- (7) 本市の「第三次佐久市総合計画」などと整合性を図り策定する「計画」。

ただし、令和8年度中は策定期間中のため、必要がある場合は、その時点での素案を提供する。

6 委託業務内容

(1) 上位・関連計画の整理

男女共同参画にする国際的な動向及び前述した国・長野県・本市における施策や各種関連法令等を踏まえた内容とし、整合を取ることを。

(2) 統計資料の収集及び整理

本市の概要及び社会経済的特性等を、既存の統計データや資料をもとに整理し、本市のまちづくりや男女共同参画に関する現状と課題を把握する。なお、委託者は令和7年度中に実施した「佐久市男女共同参画社会に関する市民意識調査」の調査結果を受託者に提供する。また、この調査結果についても分析・検証を行うこと。

(3) 現行計画の施策評価・検証

現行の「第4次佐久市男女共同参画プラン」で掲げた施策・目標に関する達成状況について評価・検証を行う。

(4) 課題の設定・抽出支援

(1)～(3)の結果に基づき、課題を整理する。

(5) プラン骨子案・素案の作成

(1)～(4)の現状分析に基づき、本プランの骨子案及び素案を作成する。策定においては、本市の総合計画及び各種関連計画との整合を取るとともに、本プランの根拠法となる男女共同参画社会基本法及び国の「男女共同参画社会基本計画」、令和6年4月1日より施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」等を踏まえた内容となるよう留意すること。

(6) 審議会運営支援

受託者は、会議資料の作成や会議への出席、必要に応じた説明、議事録作成等を通じて「佐久市男女共同参画審議会（3回実施を想定）」の運営を支援する。また、協議にて挙げた意見等を踏まえ、随時内容の修正を行うこと。

(7) 庁内会議運営支援

受託者は、会議資料を作成し「佐久市男女共同参画推進会議」運営を支援する。（3回実施を想定）

また、庁内関係部署宛てに目標値及び事業の設定を依頼する必要があるときは、依頼用調査シートの作成を行うこと。また、進捗の管理方法についても構築すること。

(8) パブリックコメント運営支援

パブリックコメントの実施方法や提出された意見に対する対応策の助言等の支援を行い、結果をその後の作業に反映させること。なお、パブリックコメントは、プラン骨子案作成時及びプラン素案作成時の2度実施する。

(9) プランの作成

プランの納入データを作成する。なお、プランの原稿は、モノクロ印刷にも対応できるよう配慮されたフルカラーで作成すること。

(10) 打合せ等

受託者は、佐久市役所への訪問、電話、メール等、適切な方法で、必要に応じて随時打合せを行うこと。また、訪問による打合せにおいては、会議資料及び会議録を作成すること。

7 成果品

- ① 佐久市男女共同参画プラン（A4版100頁程度・フルカラー）電子データ
- ② 佐久市男女共同参画プラン概要書（A3版1頁程度・フルカラー）電子データ
- ③ 上記データが入った記録媒体（CD-RかDVD-Rを想定）1式

8 その他

- ① 成果品の帰属については、すべて委託者とする。
- ② 本事業の実施により知りえた情報を他に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。
- ③ 本市の福祉の根幹をなす重要な計画を策定する業務であるため、受託者は業務遂行の品質保証ができる認証（ISO9001シリーズ等）を取得していること。
- ④ 過去3年以内（令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）に、地方公共団体が計画する本業務と同様の業務（男女共同参画プランや同計画の策定）について実績を有していること。
- ⑤ 受託者は上記③～④の認証・策定実績を証明する書類（帳票・業務委託契約書の写し等）を契約締結時に委託者に提出すること。
- ⑥ この仕様書に記載されているもののほか、必要事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定する。